

**全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料**

**平成30年1月18日
厚生労働省年金局**

目次

I 制度部門

- 1. 公的年金制度について 3
- 2. 私的年金制度について 25

II 事業部門

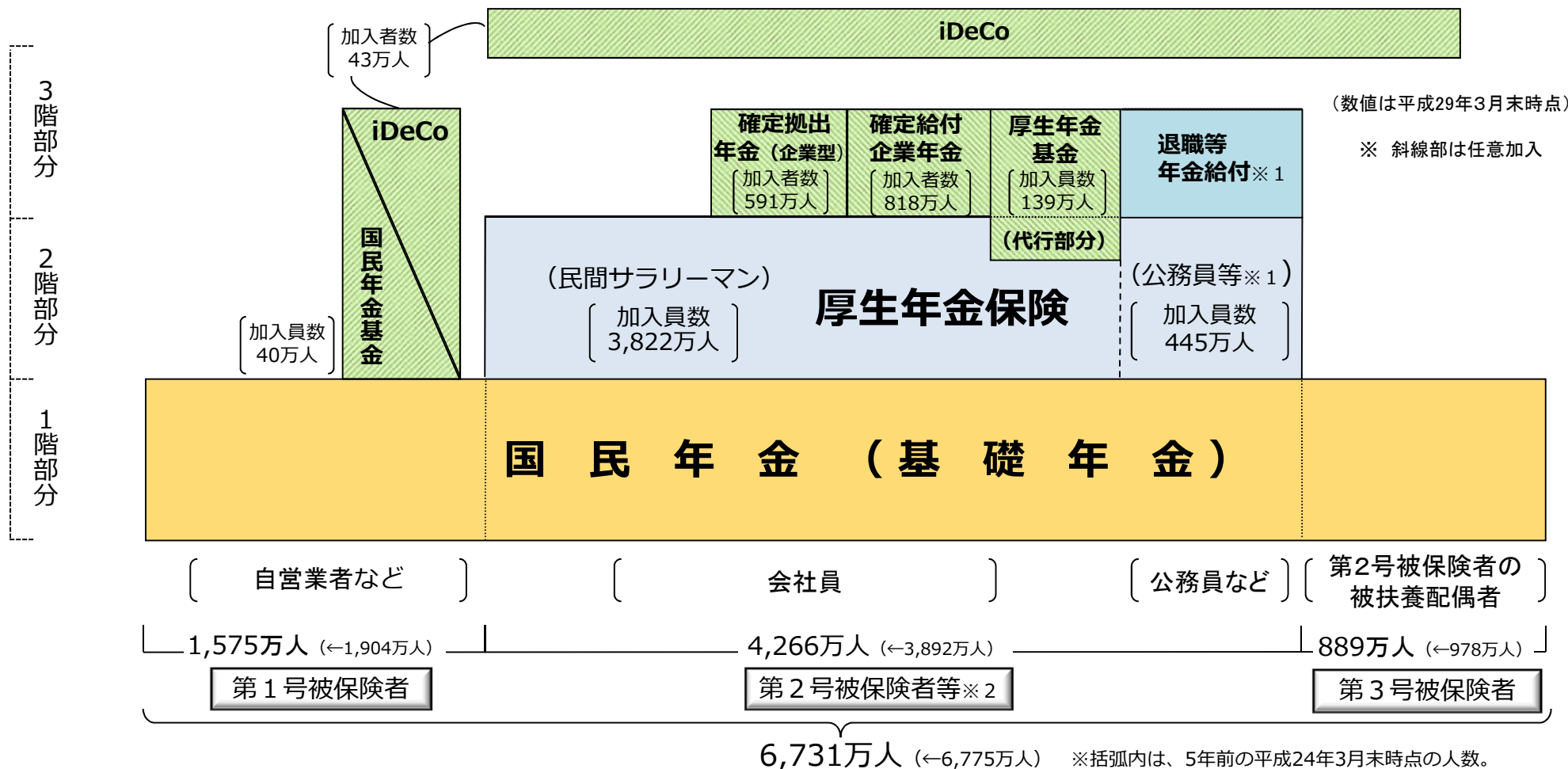
- 1. 受給資格期間短縮について 31
- 2. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について 36
- 3. 年金生活者支援給付金について 41
- 4. 国民年金等事務取扱交付金について 46
- 5. 国民年金保険料の収納対策等について 52

I 制度部門

1. 公的年金制度について

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

公的年金の規模と役割

国民

○公的年金加入者数(27年度末) 6,712万人

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



1,668万人



4,129万人



915万人

○受給権者数(27年度末) 4,025万人

・老齢基礎年金 (26年度)
平均額:月5.7万円

・老齢厚生年金
1人あたり平均額:月15.4万円
(基礎年金を含む)



保険料

37.2兆円 (平成29年度予算ベース)

国民年金保険料 : 16,490円(H29.4~)

厚生年金保険料率: 18.3%(H29.9~)(労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、31,110円
(=34万円×18.3%×1/2)を、本人が月々負担。

※ 数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

年金給付

55.0兆円 (平成29年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出
58.4兆円(平成29年度予算)

年金制度

国民年金
厚生年金

年金積立金資産額
(国民年金、厚生年金)
(平成28年度末)
153.4兆円(時価ベース)

国等

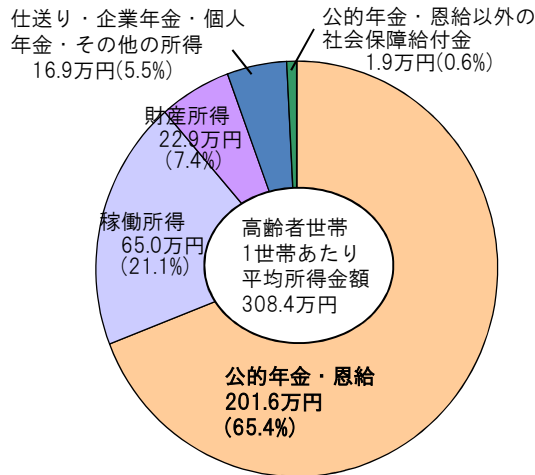
年金への
国庫負担

12.5兆円
(平成29年度
予算ベース)

※ 保険料額・年金給付額・国庫負担額(平成29年度予算ベース)については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

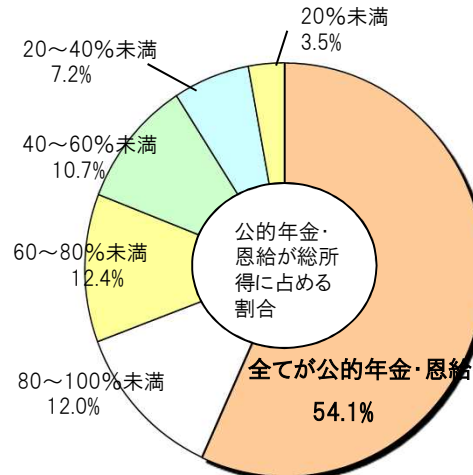
年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成28年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

5割を超える高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成28年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

地域経済を支える役割 (家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県(33.1%)	18.2%	23.5%
鳥取県(30.4%)	17.5%	20.5%
秋田県(34.7%)	16.3%	18.9%
愛媛県(31.4%)	16.2%	19.3%
長崎県(30.5%)	16.0%	18.1%
高知県(33.6%)	15.8%	18.8%
奈良県(29.6%)	15.8%	20.6%

高齢化率:総務省「人口推計」(平成28年)

都道府県別年金総額:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」(平成26年度)をもとに作成(厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額)
県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成26年度)

(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

公的年金制度とライフコース



働き方・暮らし方に応じて加入

国民年金
(第1号被保険者)

{ 自営業者・大学生等 }



厚生年金
(第2号被保険者)

{ 会社員・公務員等 }



国民年金
(第3号被保険者)

{ 専業主婦等 }



【現役時代】
保険料を負担

(20歳から) 保険料が払えない時は免除制度あり

毎月16,490円(定額)
を負担

(原則60歳まで) ※平成29年度

(就職から) 転職、暮らしの変化等

月給の18.3% 負担
(半分は会社が負担)

(退職まで) ※平成29年9月~

(20歳から)

負担なし(第2号
被保険者全体で負担)

(60歳まで)

【引退後】
年金を受給

(65歳から)

月約65,000円(満額)
(基礎年金)

(亡くなるまで)

(65歳から)

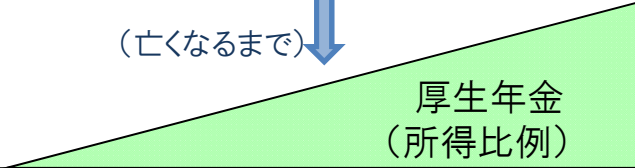
月約154,000円(平均)
(基礎年金+厚生年金)

(亡くなるまで)

(65歳から)

月約65,000円(満額)
(基礎年金)

(亡くなるまで)



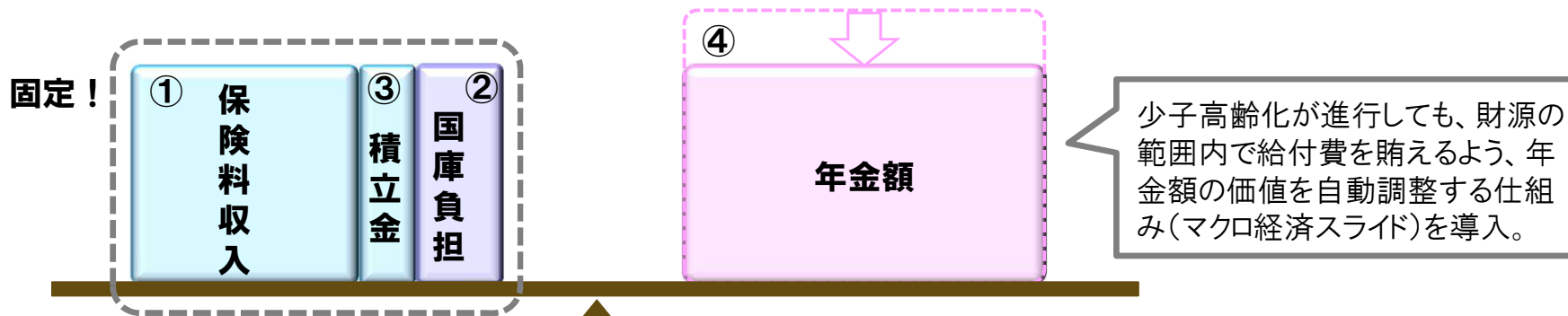
基礎年金(定額) 基礎年金(定額) 基礎年金(定額)

主な年金制度改革(年表)

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足 (昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称)
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底)等

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

- ・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,490円(平成29年4月~)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

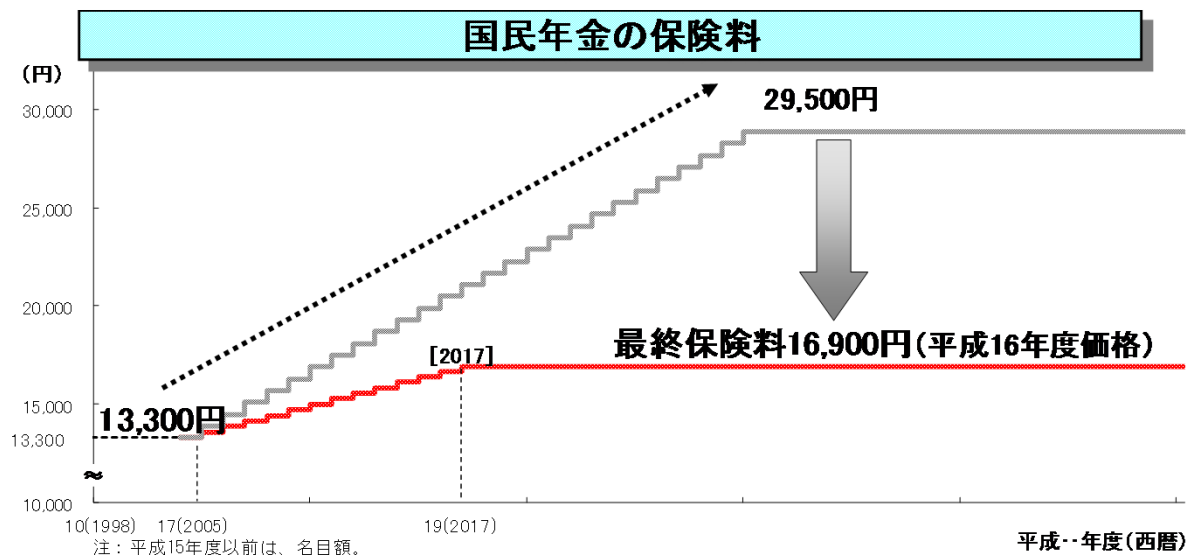
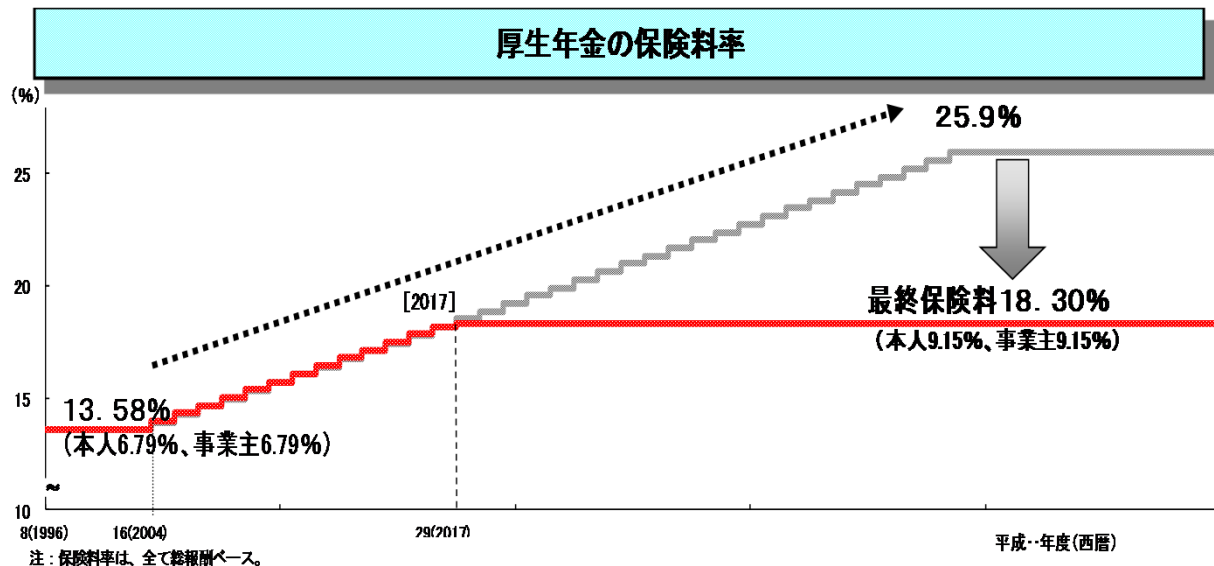
概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

現行の給付水準の維持に必要とされた保険料(率)と現在の最終保険料(率)



※ 平成16年価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。

平成16年度以後の国民年金保険料・厚生年金保険料率の推移

国民年金保険料

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
法定保険料額 (平成16年度水準)	13,300	13,580	13,860	14,140	14,420	14,700	14,980	15,260	15,540	15,820	16,100	16,380	16,660	16,900	16,900
実際の保険料額	13,300	13,580	13,860	14,100	14,410	14,660	15,100	15,020	14,980	15,040	15,250	15,590	16,260	16,490	16,340

※ 平成16年の制度改正において、国民年金保険料は平成16年度価格水準で毎年280円ずつ(平成29年度は240円)引き上げられることが法定されている。

厚生年金保険料率

	平成16年 10月～	平成17年 9月～	平成18年 9月～	平成19年 9月～	平成20年 9月～	平成21年 9月～	平成22年 9月～	平成23年 9月～	平成24年 9月～	平成25年 9月～	平成26年 9月～	平成27年 9月～	平成28年 9月～	平成29年 9月～
保険料率	13.934%	14.288%	14.642%	14.996%	15.350%	15.704%	16.058%	16.412%	16.766%	17.120%	17.474%	17.828%	18.182%	18.300%

※ 平成16年の制度改正において、厚生年金保険料は毎年0.354%ずつ(平成29年は0.118%)引き上げられることが法定されている。

GPIF 平成29年度第2四半期運用結果

■ 平成29年度第2四半期の運用収益は、内外株式の価格上昇の影響等から、以下のとおりとなった。

➤ 収益率 2.97%

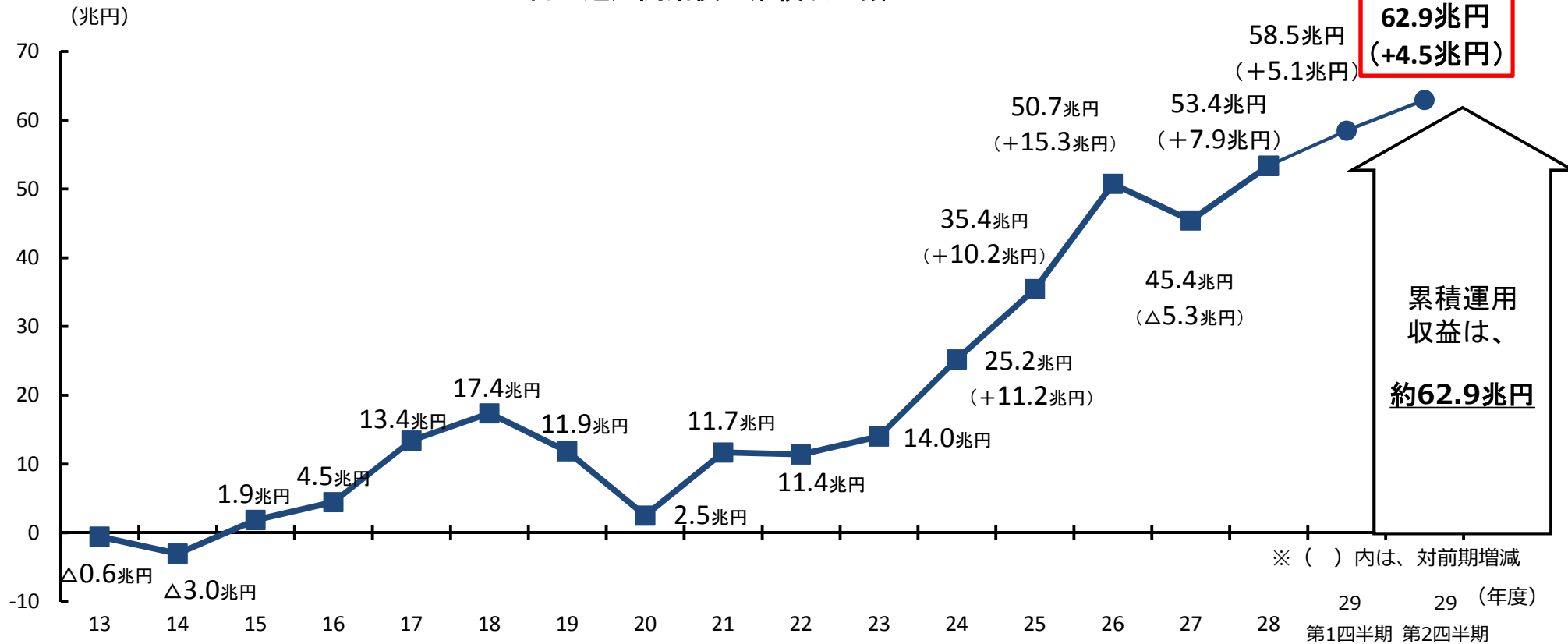
➤ 収益額 4.5兆円

※ 平成29年度第2四半期のインカムゲイン(利子・配当収入)は、約5,700億円。

※ 平成29年度通期(4月~9月)の収益率は6.58%、収益額は9.6兆円。

■ 自主運用開始以降の収益率は+3.20%(年率)、累積運用収益は約62.9兆円。

自主運用開始後の累積収益額



運用資産額 (兆円)
38.6
50.2
70.3
87.2
102.9
114.5
119.9
117.6
122.8
116.3
113.6
120.5
126.6
137.5
134.7
144.9
149.2
156.8

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

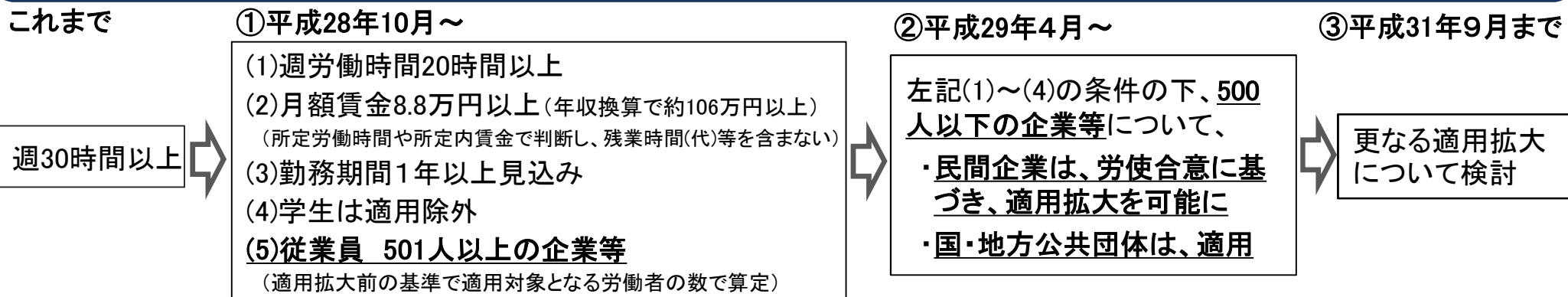
5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

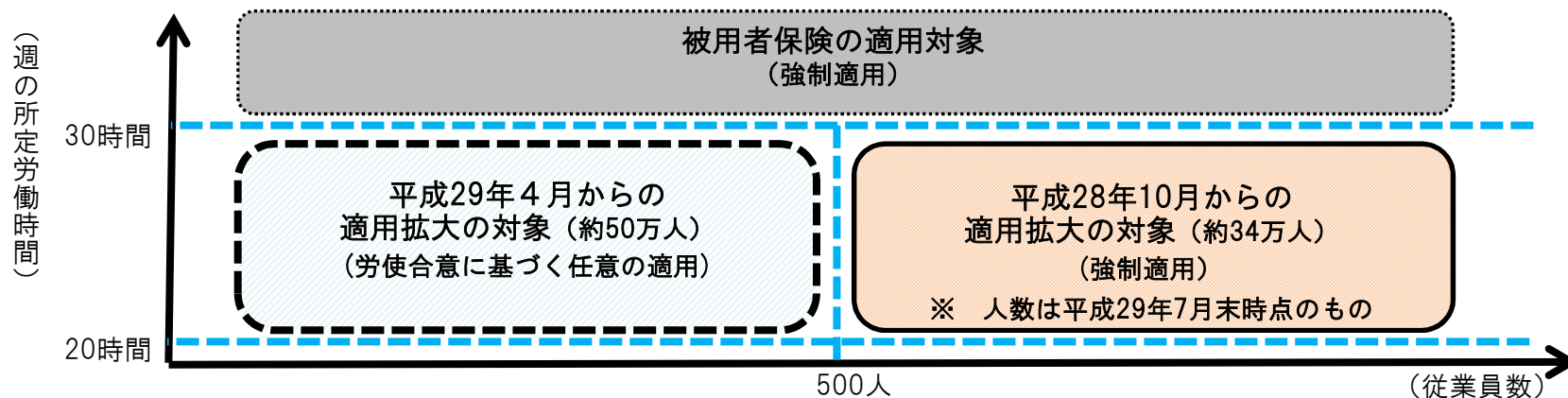
短時間労働者への被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険(年金・医療)の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (平成28年10月～) 501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ② (平成29年4月～)、500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ (平成31年9月までに) 更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



<被用者保険の適用拡大のイメージ>

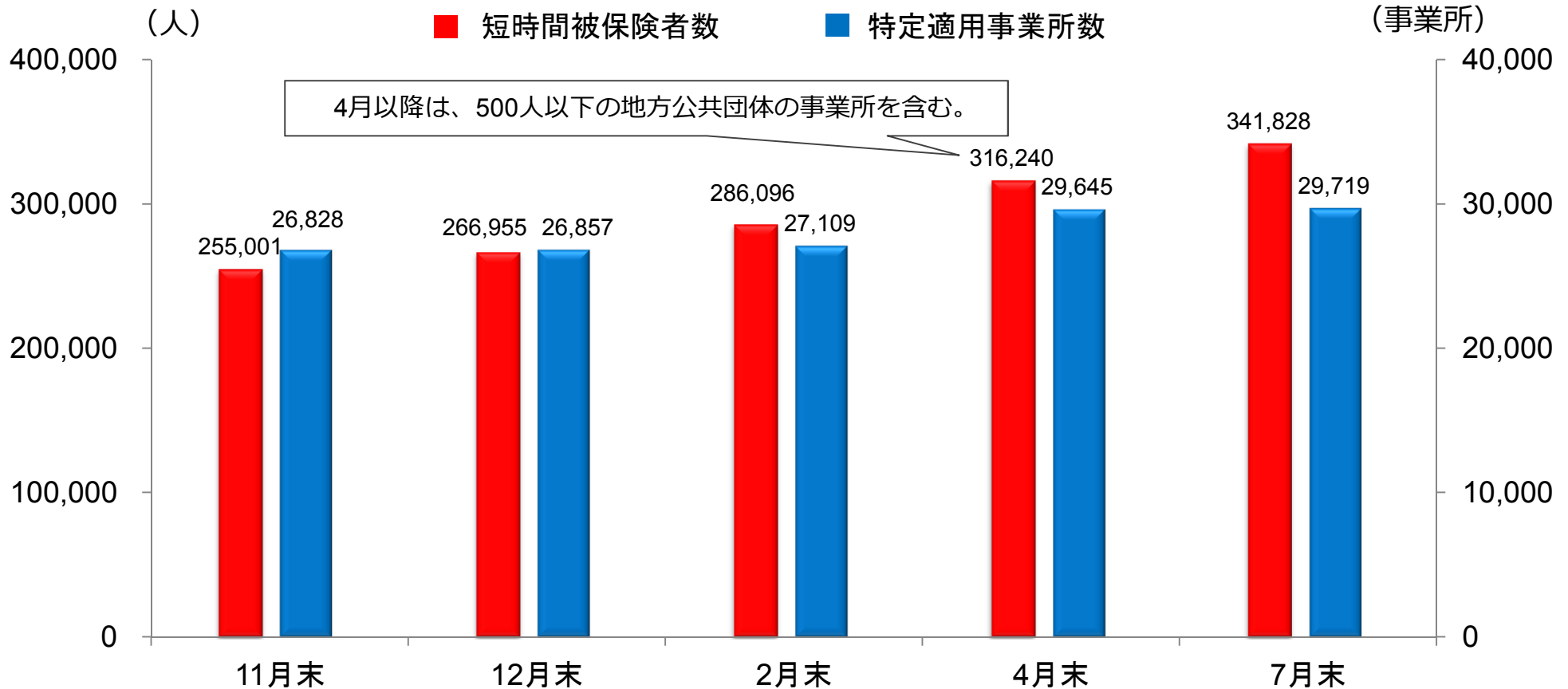


※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)

501人以上企業等における適用拡大の実績

501人以上企業等における短時間被保険者（週の所定労働時間が20時間～30時間である者）の数は、昨年10月の施行後増加を続け、7月末時点で約34万人に達している。

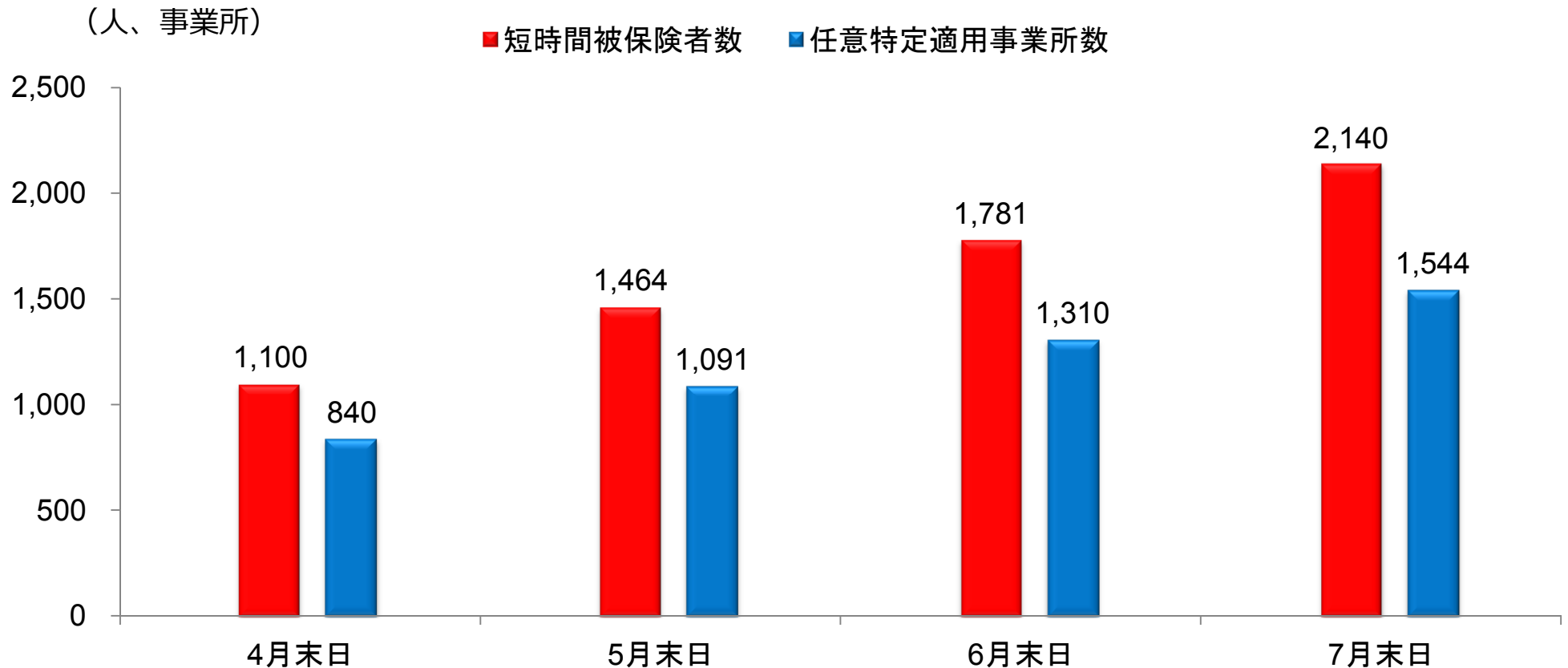
短時間被保険者数及び特定適用事業所数の推移



500人以下企業における適用拡大の実績

- 500人以下企業における短時間被保険者（週の所定労働時間が20時間～30時間である者）の数は、本年4月の施行後、増加を続けている。
- 1事業所あたりの短時間労働者数は平均1.4人程度であるが、事業所の中には、対象となる短時間労働者がいない事業所や、数十人の短時間労働者を雇用する事業所もある。

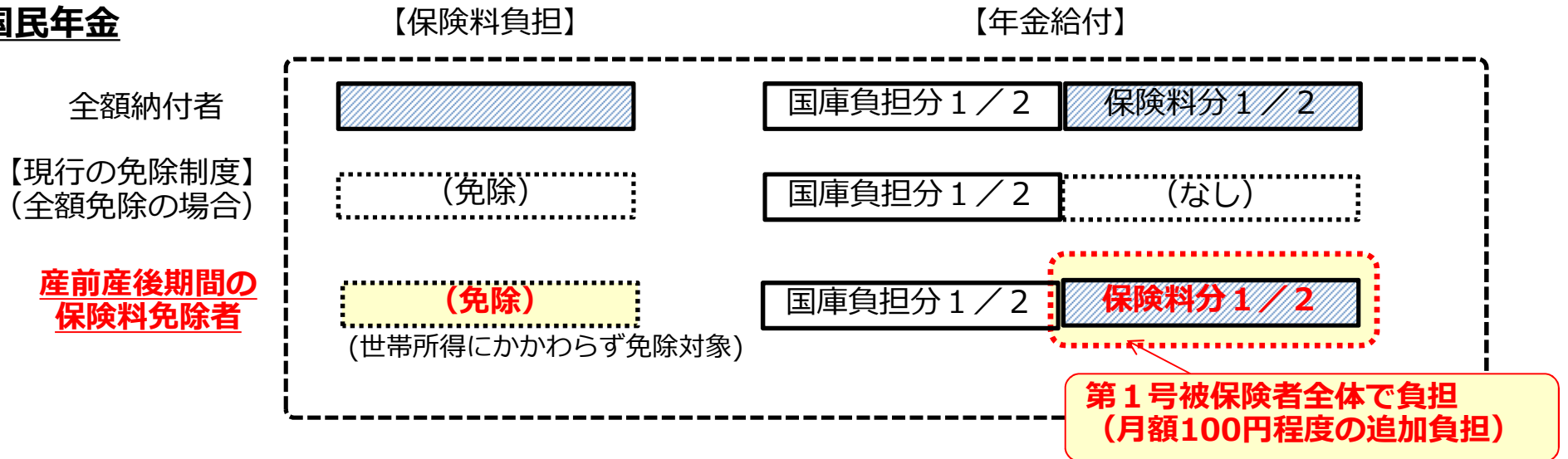
短時間被保険者数及び任意特定適用事業所数の推移



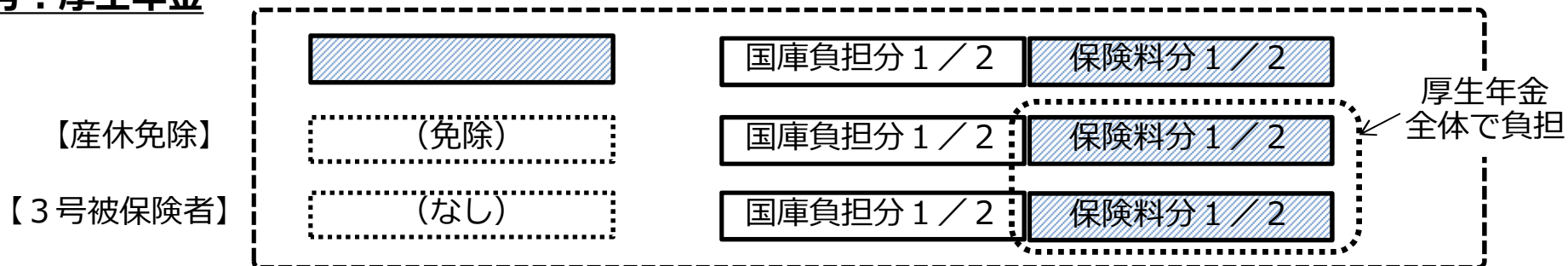
国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

- 次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定日の前月から4か月間)の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する。(対象者:年間20万人程度の見込み) 【平成31年4月施行】
- この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。

国民年金



参考：厚生年金



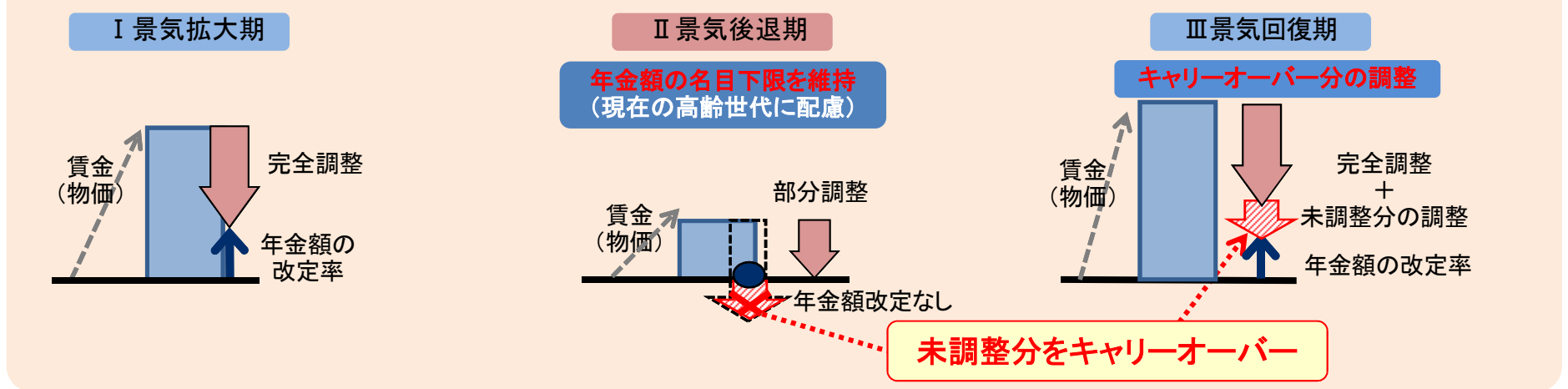
年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

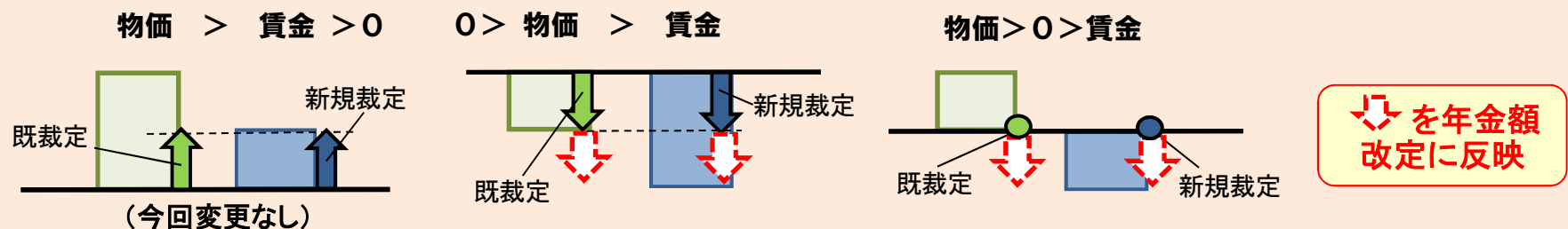
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整 (高齢者の年金の名目下限は維持)



② 賃金・物価スライドの見直し (賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

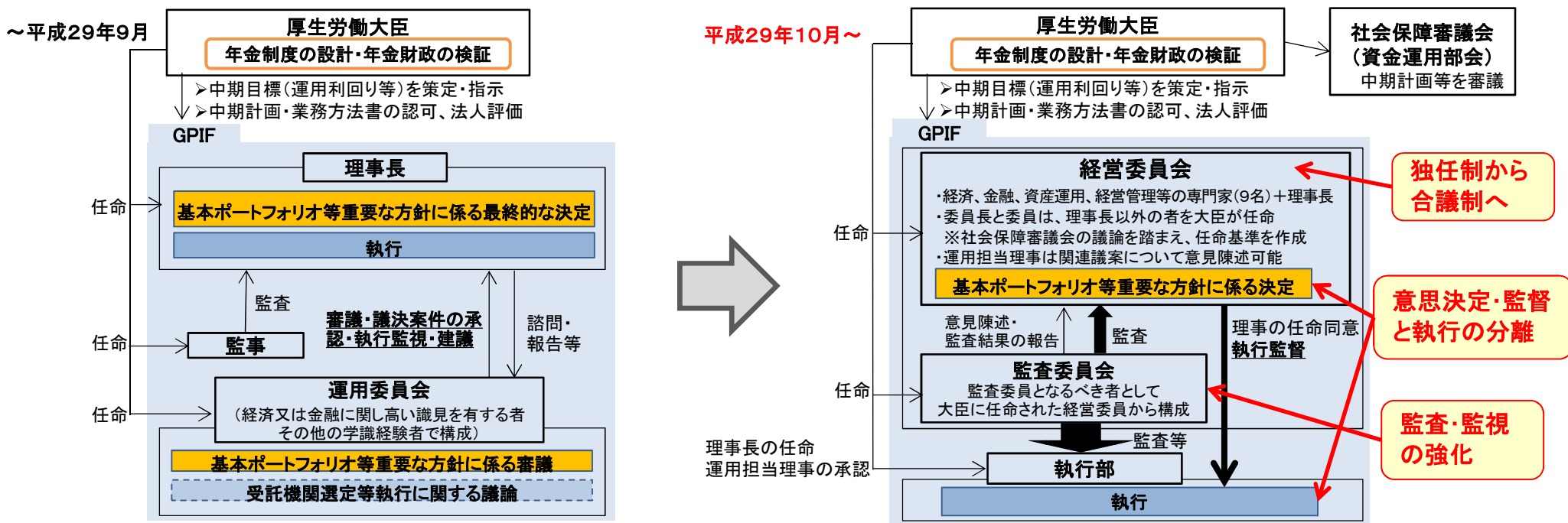


年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し

- 国民から一層信頼される組織体制の確立を図るため、合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施 【平成29年10月施行】
- 年金積立金の安全・効率的な運用のため、リスク管理方法を多様化、短期資金の運用方法を追加 【平成29年10月施行。短期資金の運用方法の追加については、平成29年3月施行】

ガバナンス改革

- ① 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- ② 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化



運用方法の追加

- ① リスク管理の方法の多様化 ⇒ 利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。利用目的をリスク管理に限定し、利用額制限等リスク管理に限定するための各種措置(大臣認可)を設定。更に、常勤の監査委員が執行状況を監視。
- ② 短期資金の運用方法の追加 ⇒ コール資金の貸付等を追加

※検討規定: 施行の状況、国民の意識、スチュワードシップ責任を巡る動向等を勘案し、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえつつ、運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、施行後3年を目途に、必要な措置を講じる18

日本年金機構の国庫納付規定の整備

- 平成27年10月の会計検査院からの指摘を踏まえ、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を整備。【平成28年12月27日施行】

1. 会計検査院の指摘(平成27年10月20日)

①機構は、保有財産を見直し、保有する合理的理由が認められない土地・建物について、国庫納付すること

②厚生労働省は、国庫納付させる適切な制度を整備すること

(注)3年間入居者のいない宿舍等として8宿舍・4事務所(※)を指摘

(※)土地の簿価 約14億円

建物の簿価 約1億円

2. 対応

■制度の整備

不要財産 → 処分・国庫納付

法改正により国庫納付に係る所要の規定を整備

独立行政法人については、平成22年の独立行政法人通則法改正で国庫納付規定が既に設けられており、日本年金機構法についても同様の規定を整備(28年12月27日施行)。

- ・ 不要財産についての処分の義務づけ
- ・ 不要財産の国庫納付の手續
- ・ 国庫納付した場合の資本金の減少(減資規定)

■不要財産の国庫納付等

- 会計検査院の指摘への対応 8宿舍・4事務所 → 29年1月 国庫納付済み
合わせてこれまで売却して得た資金についても納付
- その他の宿舍(199か所)等への対応
外部有識者を招聘した「日本年金機構の資産管理の在り方に関する会議」において、経済的合理性等の観点から、その存続の要否を含む資産管理の在り方をとりまとめ(29年7月)。

3. 宿舍の現状(平成29年4月現在)

○宿舍 199宿舍(2,287戸)

○入居者 1,608世帯
(平均入居率 70.3%)

○職員数 約2万人
うち、広域異動者 約3,800人

※機構の宿舍は、転居を伴う勤務地異動をしている者(広域異動者)のみが入居。

4. 今後の方針

- 廃止候補宿舍71宿舍のうち、速やかに廃止することが適当と考えられる22宿舍について、①入居者のいない6宿舍を速やかに国庫納付し、②入居者のいる16宿舍についても入居者の退去状況を踏まえ、廃止・国庫納付を行う。
その他の宿舍について、一定期間ごとにコスト比較を行い、不断の見直しを行う。
- 仮移転中の年金事務所の建替にあたっては、PPP/PFI手法の活用を含め、経済的合理性を踏まえた整備方針を検討する。
それ以外の年金事務所については老朽化に備えた計画的な整備を行う。

社会保障改革プログラム法で定められている検討課題

【 社会保障改革プログラム法(第6条第2項)で定められている4つの検討課題 】

- ① 国民年金法及び厚生年金保険法の調整率に基づく年金の額の改定の仕組み(マクロ経済スライド)の在り方
- ② 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
- ③ 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- ④ 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

(参考)

◎ 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

適用拡大についての検討規定

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年8月10日法律第62号)

附 則

(検討等)

第二条 (略)

2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (平成25年12月13日法律第112号)

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三・四 (略)

高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書(平成29年10月27日)(抄)

ii. 就業、所得

意欲ある高齢者が働き続けられ、また、就業できる仕組みを構築していくことが基本となる。(略)他方、年金受給を70歳まで繰下げることにより最大で42%増の額を受け取ることができる現行制度の利用率が低いという現状がある。就業促進の観点からも十分な周知が望まれる。また、高齢期にも高い就業意欲が見られる現況を踏まえれば、繰下げを70歳以降も可能とするなど、より使いやすい制度とするための検討を行ってはどうか。(略)

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【年最大6万円（月最大5,000円）・対象者数 約800万人】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の年金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額（約78万円※¹）以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

【保険料納付済期間に基づく給付額】

給付額（月額） = 5,000円※² × 保険料納付済期間（月数） / 480月

（例）

保険料納付済期間	480月(40年)	240月(20年)	120月(10年)
給付金額(月額)	5,000円	2,500円	1,250円

【対象者数】 約500万人

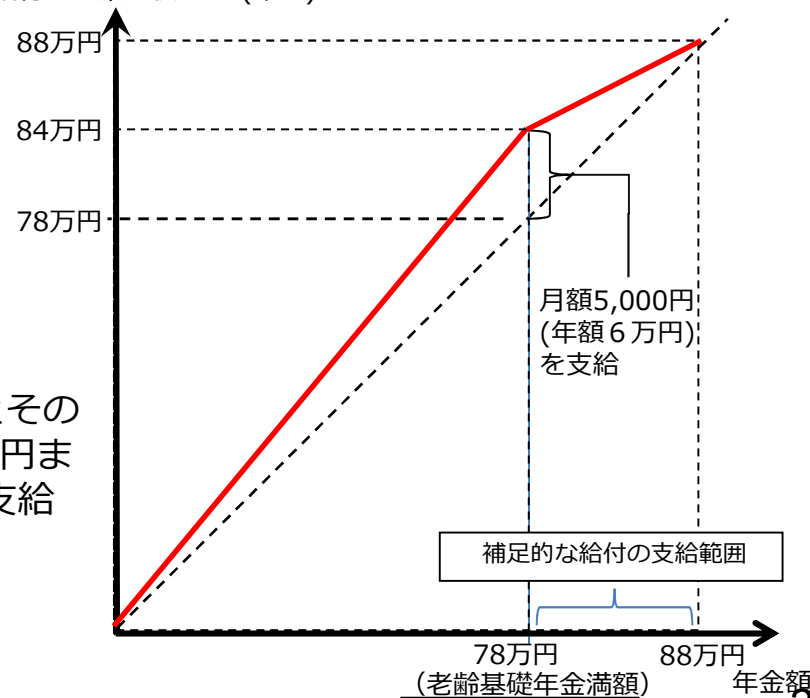
（補足）上記の支給要件②を満たさない者であっても、前年の年金額とその他の所得との合計額が約88万円※¹までの者に対しては、約78万円までの者と所得総額が逆転しないよう、一定の補足的な給付※¹が支給される。（補足的老齢年金生活者支援給付金）（対象者数：約100万人）

※¹ 具体的な額は政令で定める予定

※² 毎年物価スライドにより改定

<年金だけで生活している者の例>

給付金上乗せ後の額（年額）



【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者については、保険料納付済期間に基づく給付額に加えて、保険料免除期間に基づく給付額を合算した額が支給される。

給付額（月額） = 約10,800円※ × 保険料免除期間（月数） / 480月

※ 老齢基礎年金満額の1/6。保険料1/4免除期間は、約5,400円（老齢基礎年金満額の1/12）。

（例）

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	老齢基礎年金額（月額）	給付金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	65,000円	5,000円	70,000円
360月	120月	56,875円	6,450円	63,325円
240月	240月	48,750円	7,900円	56,650円

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得※¹が、462万1,000円以下※²であること

※¹ 障害年金と遺族年金は非課税であるため、給付金の判定に用いる所得には含まれない

※² 具体的な額は、扶養親族等の数に応じて、20歳前障害基礎年金の支給停止に係る所得基準額を参考に政令で定める予定

- 【給付額】
- 障害等級2級の者及び遺族である者 …5,000円※³（月額）
障害等級1級の者 …6,250円※³（月額）

※³ 毎年物価スライドにより改定

【対象者数】 約190万人

その他

- ・ 施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・ 手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・ 費用 …全額国庫負担 ※ 所要額は約5,600億円（一体改革関連法案審議時の試算）
- ・ その他…各給付金は非課税。

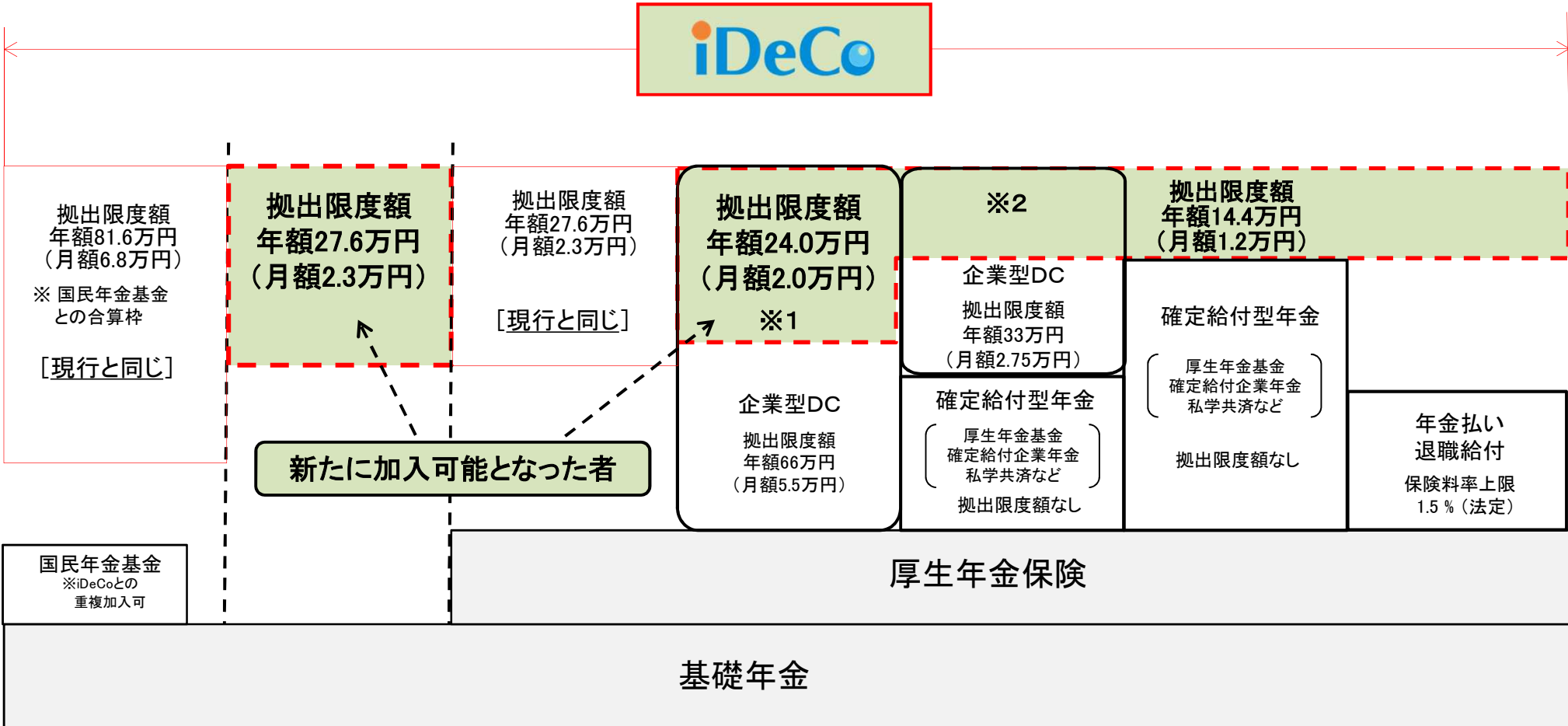
2. 私的年金制度について

iDeCo の加入可能範囲の拡大(2017.1~)

□ 労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とする。

※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

iDeCo



自営業者等
(第1号被保険者)

専業主婦(夫)等
(第3号被保険者)

会社員
(第2号被保険者)

公務員等
(第2号被保険者)

※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入を認める。

iDeCo (個人型確定拠出年金) とは

iDeCo の仕組み

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。



加入

1 掛金を拠出

- ・年1回に限り掛金額の変更可能
- ・運用のみを行い、掛金拠出の停止も可能

2 運用

運用商品の配分変更、スイッチングはいつでも可能

3 給付

受給開始年齢到達後、給付の請求をしない場合は、引き続き資産を運用することができる。

iDeCo
3つの
税制優遇

掛金が全額所得控除されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。

運用益も非課税で再投資されます

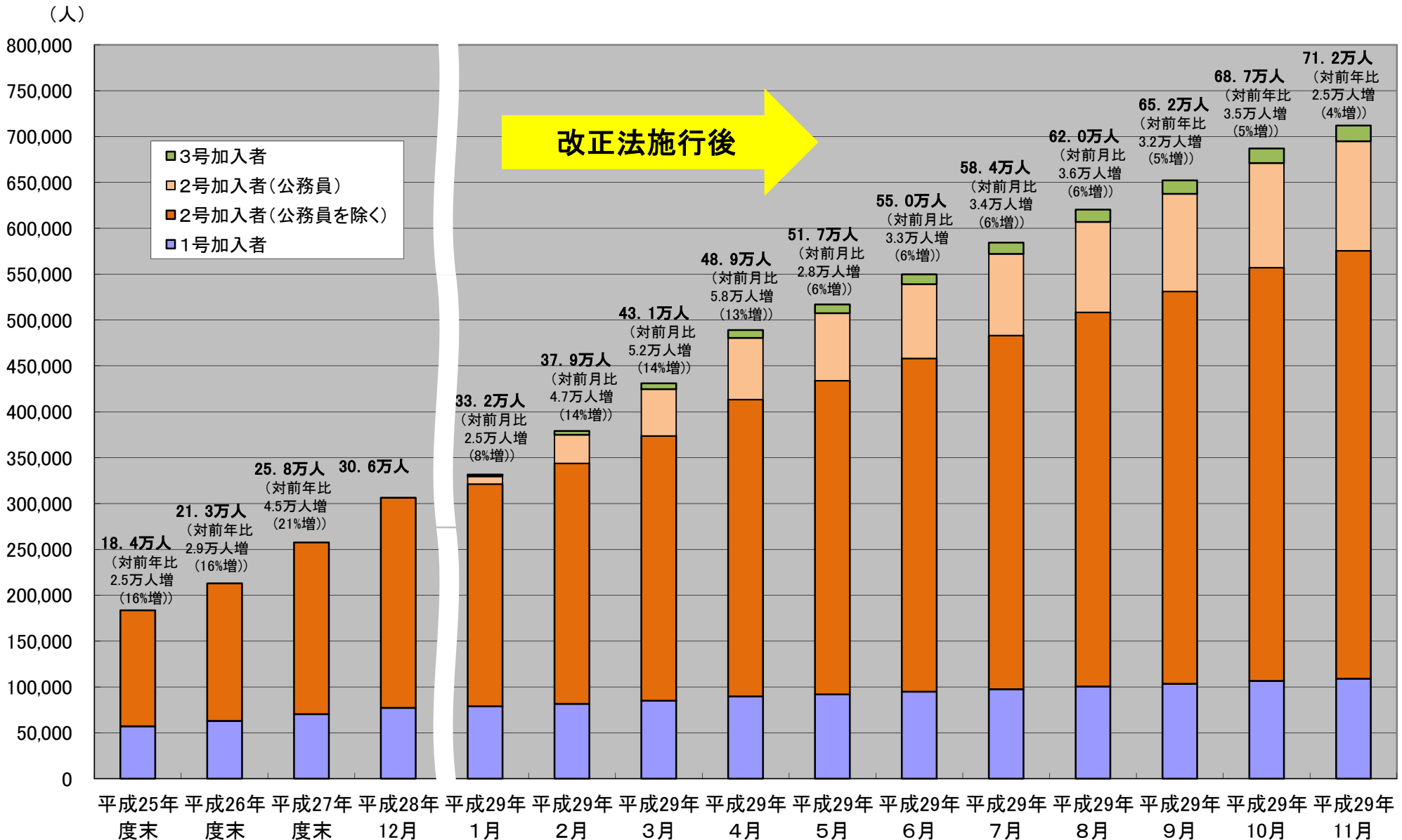
通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。

※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、平成31年度末まで課税が凍結されています。

受け取る時も税制優遇措置があります

一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

iDeCo 加入者の推移



iDeCo公式サイト ご案内

イデコ公式サイト

検索

『理解促進』と『行動喚起』の役割を担ったiDeCo公式のWEBサイト。
各運営管理機関の検索や様々なコンテンツを掲載しています。

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

トップページ



● iDeCoの制度概要やメリットをイラストやグラフを使用して説明しています



● iDeCoがわかるマンガやアニメを掲載しています



● iDeCoに加入できるか、掛金の限度額は
いくらか、簡単に診断することができます



● iDeCoの各種資料や届出様式の
記入例などを掲載しています



● iDeCoの税制メリットを年収、年齢、掛金を入力
するだけで簡単に試算することができます



● iDeCoの運営管理機関を検索して、各
金融機関の連絡先、手数料などを確認
することができます